

# 事業者が排出する 資源・ごみは 自己処理が原則です!!



事業者は、法律や条例（＊）により、  
■事業活動に伴って生じた廃棄物を  
自己の責任で適正に処理すること  
■廃棄物の減量に努めること  
■区の施策への協力  
が義務付けられています。

＊廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年9月24日施行）

＊目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例（平成12年4月1日施行）

## 自己処理とは・・・

- ・許可を受けた廃棄物処理業者へ処理を委託する
- ・自ら清掃工場等の処理施設に持込む

などの方法があります。自らの責任で適正な処理を行ってください。

廃棄物処理業者については裏表紙（6ページ）をご覧ください。

## 区は原則として、事業者が排出する資源・ごみを収集しません。

ただし、資源とごみの量が1日あたり50kg未満の事業者で、自ら処理することが困難な場合のみ、家庭ごみの収集に支障の無い範囲で有料で区の収集に出すことができます。

## 資源・ごみはすべて有料です。

負担の適正化の観点から、必ず所定の処理料金の有料ごみ処理券を貼って出してください。未貼付、金額不足の場合は収集できません。



## 目黒区のルールを守ってお出してください。

目黒区の分別ルールに従い、決められた集積所に、収集曜日・収集時間を守ってお出してください。  
前日出しや夜間出しは行わないでください。

区の収集に出す場合は2、3ページをご確認ください。

事業者が排出する資源・ごみとは・・・

会社や飲食店・商店など全ての事業活動に伴って出る資源・ごみのことをいいます。事業活動とは、営利を目的とするものだけではなく、教育・福祉事業、公共サービスなどの活動も含まれます。

また、従業員の飲食によって出たペットボトルや弁当容器なども含まれます。



# 区の収集を利用する方法

## ご注意ください！

お店とお住まいが一緒の場合は、  
「事業系ごみ」と「家庭ごみ」は  
別々の袋に入れて出してください。

同一の袋（容器）  
に入れて排出された  
場合は、すべて「事  
業系ごみ」と判断し  
ます。



事業者が排出する粗大ごみ  
(一辺がおおむね30cm以上のもの)  
は区では収集できません。

廃棄物処理  
業者へ処理を  
委託してくだ  
さい。



(廃棄物処理業者については6ページをご覧ください。)

## すべて有料です 事業系有料ごみ処理券を貼ってください。

事業系有料ごみ処理券は全部で4種類あります。

| 種類                                                                                                              | 金額     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 10ℓ 券 (1セット10枚)<br>          | 870円   |
| 20ℓ 券 (1セット10枚)<br>          | 1,740円 |
| 45ℓ 券 (1セット10枚)<br>          | 3,910円 |
| 70ℓ 券 (1セット5枚)<br>軽量ごみ専用<br> | 3,045円 |

有料ごみ処理券は、  
右記の標識のある店舗・  
コンビニエンスストアで、  
目黒区のものをお買い求  
めください。他区のものは  
目黒区では使えませんの  
でご注意ください。

※清掃リサイクル課、  
目黒区清掃事務所では  
購入できません。



袋の大きさの目安

10ℓ 袋：30cm×35cm、20ℓ 袋：40cm×60cm、45ℓ 袋：65cm×80cm、70ℓ 袋：80cm×90cm

## 事業系有料ごみ処理券を使用する際の注意点

有料ごみ処理券には、お店や会社の名前、屋号など  
の事業者名を必ず記入してください。



有料ごみ処理券が貼られていないものや料金不足、  
適正に分別されていないものは収集できません。  
警告シールを貼付して回収しないことがあります。  
内容を確認のうえ、再度適正に排出してください。





## 分け方・出し方

**ルールを守って、決められた収集曜日・時間までにお出しく下さい。**

### 袋または容器で出す



袋

使用した袋の容量と  
同じ有料ごみ処理券を  
貼る。



容器

中のごみ量に応じた有料  
ごみ処理券を袋に貼るか、  
紙などに貼付し、ごみの上  
に置きふたをする。

### 燃やさないごみ

陶磁器・ガラス・金属類・  
最大辺が30cm未満の小型  
家電・スプレー缶・ライター・  
カセットボンベ※

第



曜日



※必ず使い切って、  
他の燃やさないごみとは別  
の袋に入れ「危険」と書い  
て出してください。穴を開  
ける必要はありません。

### 燃やすごみ



生ごみ・食用油・  
衣類・布製品・枝葉・  
落ち葉・皮革・ゴム  
製品など

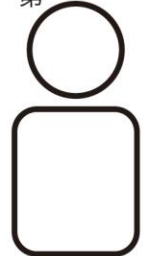


曜日

### 水銀を含む製品 蛍光管など

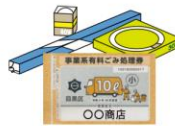
交換した際のケースに入れるか、  
袋に「蛍光管」などを書いて出して  
ください。

第



曜日

長さ120cmの  
蛍光管10本で  
10ℓ 有料ごみ  
処理券1枚が  
目安です。



### びん・缶・ペットボトル・プラスチック

それぞれの品目ごとに分別して、中身の見える袋に入れ、袋の容量と同じ有料ごみ処理券を貼ってください。  
専用回収容器に入れないでください。また二重袋や三重袋にしないでください。



びん



缶



ペットボトル



プラスチック

### 古紙（新聞・雑誌類・段ボール）事前登録制

事業者から出る古紙の回収は、**区への事前登録が必要です。** 町会・自治会等の集団回収には出せません。  
登録手続きについては目黒区清掃事務所（☎03-3719-5345）へお問い合わせください。

#### 新聞・雑誌類

高さ10cmにつき  
10ℓ 有料ごみ処理券1枚



※新聞は4つ折（A4  
サイズ）にそろえ  
て束ねてください。

#### 段ボール

みかん箱（10kg入り程度。おおむね  
35×55×35cmの立方体）の大きさ2枚  
につき10ℓ 有料ごみ処理券1枚



※必ずたたんで出し  
てください。  
※粘着テープでまと  
めないでください。

古紙回収の事前登録用紙は区ウェブサ  
イトからダウンロードできます。  
（FAXや郵送での手続きも可能です。）



⚠ 注意！ ⚠

事業系古紙は資源回収日に出してください。



曜日



# 事業者が排出する資源・ごみに関するQ&A

## Q1 少量のごみしか出ない場合はどうしたらいいか。

**A1** 量や質にかかわらず、事業活動に伴って出るごみ（事業系ごみ）は、家庭ごみとして排出することはできません。原則として区では、事業者が排出する資源・ごみの収集を行いませんが、資源とごみの量が1日当たり50kg未満の事業者については、自ら処理することが困難な場合に限り、有料で区の収集に出すことができます。区の収集に出す際は、必ず事業系有料ごみ処理券を貼って出してください。

（区の収集については2、3ページをご覧ください。）

## Q2 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処分方法を知りたい。

**A2** 事業者が使用しているものでも、家庭用製品か、業務用製品か（不明な場合は、メーカーなどに確認してください）により取扱いが異なります。

・家庭用製品の場合は、家電リサイクル法によりリサイクルの対象となります。

①購入店または買替え店に引取りを依頼するか、②家電リサイクル受付センター

（☎0570-087200またはインターネット（右記コード））へお問い合わせください。



・業務用製品の場合は、

①購入店または買替え店に引取りを依頼するか、②産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。（産業廃棄物処理業者については6ページをご覧ください。）

## Q3 有害な廃棄物（PCB 廃棄物、感染性廃棄物、強酸・強アルカリなど）の処理方法を知りたい。

**A3** 有害な廃棄物は、特別な管理が必要になるため、「特別管理一般廃棄物」または「特別管理産業廃棄物」の許可を受けた業者に委託する必要があります。

なお、医療関係機関から発生する医療廃棄物については、非感染性廃棄物のみ区に収集を依頼することが可能です。その場合は、事前の申請が必要になります。詳細は目黒区清掃事務所（☎03-3719-5345）へお問い合わせください。

## Q4 夜間にごみを出したいがどうすればいいか。

**A4** 区では夜間の収集を行っていません。区の収集に出す場合は、決められた収集曜日・時間までにお出してください。廃棄物処理業者によっては、収集時間帯などの相談に応じてくれる場合もありますので、業者へ直接問合せのうえ、廃棄物処理業者への委託をご検討ください。（廃棄物処理業者については6ページをご覧ください。）

## Q5 なぜ事業系古紙回収は事前登録が必要なのか。

**A5** 区では、家庭から出る古紙は、区による回収ではなく、町会や自治会などの団体が回収を行っています（集団回収）。事業者から出る古紙は、集団回収には出せません。

区は、登録が済んでいる事業者のみ古紙回収を行うため、事前の登録が必要です。登録手続きについては目黒区清掃事務所（☎03-3719-5345）へお問い合わせください。

# ごみの減量にご協力お願いします。

資源を有効活用し地球環境を保全するために、また、ごみの埋立処分場をできる限り長く活用するために、区民・事業者・区が一緒になって、ごみの減量に取り組んでいく必要があります。

## ＼ごみ減量のメリット／

ごみの減量やリサイクルの推進は、事業者のみなさんに、以下のようなメリットがあります。

### 01 地球環境の保全



ごみの減量等の取組を進めることにより、

- 資源保全
- 省エネルギー
- 汚染物質の削減

など、次の世代へより良い環境を引き継ぐことができます。  
ごみの減量はSDGs達成に向けた取組にもつながります。

エスディージーズ

SDGs (持続可能な開発目標) とは

令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。環境や福祉、人権など、さまざまな分野の17のゴールが設定されています。

▼国連ホームページ

ごみの減量に関係している目標の例



### 02 企業イメージ向上



地球環境問題に関心が高まっているなか、事業所全体でごみの減量やリサイクルの推進をすることは、  
**環境に配慮しているという企業のイメージアップ**につながります。

### 03 コストの削減



ごみを減量することで、  
**ごみ処理費用を削減**することができます。  
また、設備・事務用品などの節約を行うことで、**経費の節約・効率化**を図ることができます。

## スリーアール 👉ごみを減らすための＼3R／

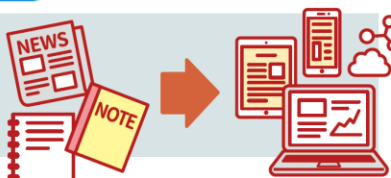
3Rとは、ごみを減らして資源を有効活用するためのキーワードです。

日々の事業活動で、3Rを意識しながら、できることからぜひ実践してみましょう。

### まずは リデュース Reduce (ごみになるものを減らす)

例え

- ☑ 資料を電子化、共有化してペーパーレス化を図る
- ☑ 補充式の事務用品の使用を促進する
- ☑ 過剰包装を控え、簡易包装を推進する



### 次に リユース Reuse (繰り返し使用する)

例え

- ☑ コピー用紙の両面や裏面の利用をする
- ☑ 不要な事務用品などを他部署で再利用する
- ☑ 繰り返し使用できる容器などで商品・サービスを提供する



### 最後に リサイクル Recycle (もう一度資源として利用する)

例え

- ☑ びん・缶・ペットボトル・古紙を分別して資源回収業者へ引き渡す
- ☑ 再生用紙や再生品を積極的に利用する
- ☑ 食品の加工くずや残りは生ごみ処理機などによる堆肥化を進める





# 廃棄物処理業者に委託する方法

**ステップ1** 事業活動から出るごみが**事業系一般廃棄物**か**産業廃棄物**かを確認する。

**ステップ2** それぞれの**許可を受けた廃棄物処理業者と契約**して処理を委託する。

(許可証の提示や、写しを契約書に添付してもらうなど、許可を受けた業者であることを確認してください。)

## 事業系一般廃棄物

生ごみ（茶がら・野菜くずなど）、紙くず、木くず、繊維くず、仮設トイレから発生するし尿など



目黒区の許可を受けた  
**一般廃棄物処理業者**へ委託する。

目黒区のウェブサイトに  
掲載されている許可業者一覧を  
ご確認ください。



## 産業廃棄物

燃え殻、油、プラスチック、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、粗大ごみなど



東京都の許可を受けた  
**産業廃棄物処理業者**へ委託する。

■産業廃棄物の種類や処理方法については  
東京都環境局資源循環推進部  
産業廃棄物対策課（☎03-5388-3586）へ

■許可業者の紹介については  
一般社団法人 東京都産業資源循環協会  
（☎03-5283-5455）へ

缶・びん・ペットボトル・古紙などのリサイクルについては廃棄物処理業者へご相談ください。

**一般廃棄物処理業者へ処理を委託する際には、契約内容をご確認ください！**

**ポイント1** 契約書には、**委託するごみの種類・量・回収場所・時間帯・処理料金等**を明確に記載しましょう。

**ポイント2** 一般廃棄物処理業者は目黒区の条例で定められた**上限金額46円/kg(令和5年10月改定)**を超えて処理料金を受け取ることは法令で禁止されています。(定額料金で契約する場合は、排出量と処理料金を照らし合わせてください。)

区の資源・ごみの収集に関すること  
区の古紙回収事前登録手続き

➡ **目黒区清掃事務所** ☎03 (3719) 5345  
FAX 03 (3719) 5064

一般廃棄物処理業者に関すること

➡ **清掃リサイクル課** …… ☎03 (5722) 9572

英語版・中国語版・ハングル版は、こちらをご覧ください  
**(English・中文・한글)**

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/recycle/kurashi/gomi/shigengomipdf.html>

